

子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！



令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者の方に支給します。

対象児童1人につき、1万円です。

※実施主体は、令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区含む）です。

※「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時特別の給付金（一時金）です。

原則、申請は不要です。

